

# 令和7年度 京都市立砂川小学校

## 「学校いじめ防止基本方針」

### I 総則

#### (1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れのある深刻な人権問題である。そのような中で、「いじめ」はどの学校、どの学級にも起こりうるものであり、また、全ての子どもが突然被害者にも加害者にもなり得るものである。

本校では、一人一人の子供を徹底的に大切にし、学級経営を丁寧に行うこと、「いじめ」を未然防止していく。「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」を徹底し、「いじめ」を絶対に許さない学校づくりを推進する。

#### (2) 基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目指として行う。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす、許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。初期段階のいじめや、ごく短時間のうちに解消したいじめ事件についても、学校が組織として学校内で情報を共有・把握し(いじめの認知)、見守り、必要に応じて指導をし、解決に繋げることが重要である。いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要なことを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

### 2 いじめ対策委員会

#### (1) 構成

校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 養護教諭 教育相談主任 人権部担当教員  
スクールカウンセラー 当該学年

#### (2) 内容

- 各学年・学級の児童の情報交換と課題の共有
- 基本方針に基づく取組や計画の確認
- 未然防止対策、早期発見に向けての対策等の検討
- 教育相談の計画、実施
- いじめに関する情報に対する支援や指導及び保護者との連携対応の確認
- 発見されたいじめ事案への対応
- 未然防止の取組の推進や学校基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- 教職員の共通理解と意識啓発
- 関係機関、専門機関との連携対応
- 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や見直し

### (3) 開催時期

毎月第4火曜日を定例とする。なお、緊急の場合は、適宜開催する。

### (4) 児童・保護者への周知方法

- ・朝会でいじめ対策委員の紹介をする。
- ・ホームページで「学校いじめ防止基本方針」を周知する。

## 3 学校いじめ防止プログラム

### (1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

#### ア 学習環境の整備

- ・教室内が整理整頓され、落ち着いた環境での学習活動
- ・人権掲示板を活用した人権意識向上に向けての取組の推進
- ・学校のきまり「わたしたちのやくそく」の徹底

#### イ 授業改善の充実

- ・全ての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業の実施
- ・意欲的に学ぶ集団づくりの取組の推進
- ・基礎・基本の徹底と活用力の向上
- ・ICT 機器を活用したわかりやすい授業の工夫
- ・個に応じた指導の徹底
- ・指導に生かす学習評価の充実

#### ウ 道徳教育、人権教育の充実

- ・道徳教育推進教師を中心とした道徳教育の推進と実践力の充実
- ・互いの生き方や価値観の違いなど、多様性を理解する豊かな心の育成や社会性の規範意識の育成
- ・「いじめは絶対に許されない」ことや「命の大切さ」などを題材とした人権学習、道徳の学習の実施
- ・全学年一斉に取り組む「心あったか週間」の設定
- ・ゲストティーチャーを活用した授業や講演の実施

#### エ 児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・地域、PTAとともに取り組む、あいさつ運動の実施
- ・人権月間・週間の人権標語、スローガン、ポスター等の作成と掲示
- ・児童会活動や学級活動を通して、集団の一員としての自覚を深め、自己有用感を高める取組の推進
- ・長期宿泊学習の取組を通しての仲間づくり
- ・学校行事などを通しての人間関係づくり

オ 児童生徒同士の絆づくり

- ・学級活動の活性化による、集団の一員としての自覚と自己有用感を高める活動の推進
- ・縦割り活動を通しての、異学年集団の交流等を深め、望ましい人間関係の育成と、協力して問題を解決する力の育成
- ・社会性や主体性、規範意識などを育み、共に切磋琢磨しながら異なる学級、学年の児童と交流を深める部活動の推進

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

ア 日常の児童生徒に関する情報共有

- ・全教職員の意識的な児童の観察
- ・教科担任や学年の教員、養護教諭との情報交換を通しての実態把握
- ・いじめ対策委員会での情報共有、情報分析、速やかな対応

イ 児童生徒に対する定期的な調査

- ・学校評価アンケート、いじめに関するアンケートを利用しての「いじめ」の兆候の早期実態把握
- ・クラスマネジメントシートを活用しての「いじめ」の実態把握と学級経営の見直し
- ・アンケートに基づく積極的な相談活動の実施
- ・スクールカウンセラーとの連携による教育相談

ウ 上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

- ・アンケート結果の内容に応じた適切な聞き取り実施
- ・いじめ対策委員会で情報を共有と組織的な対応
- ・保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導

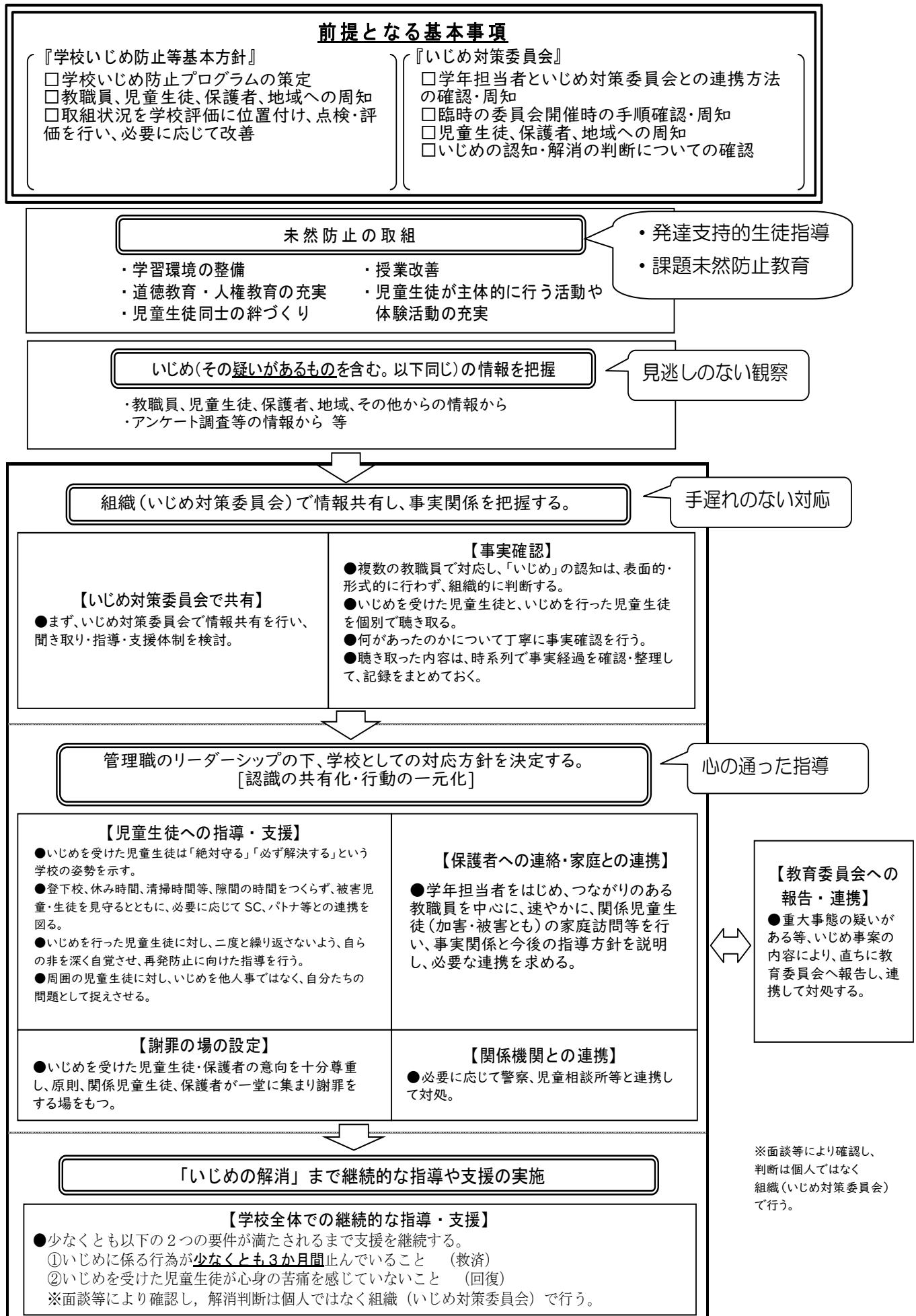
(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

ア 基本的な考え方

いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

## いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

<いじめ事案に対する組織的な対応の流れ>



## ウ インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

基本的には、『いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応』と同様に対応を進める。特に「ネット上のいじめ」に関しては、発信された情報の流通性、情報発信者の匿名性、一部のものしか参加できない閉鎖性などの特殊性を鑑み、被害児童の心のケアを十分に配慮する。また、全校児童への指導を行うとともに、日頃から情報モラル教育を学校全体で行い、「ネット上のいじめ」の加害者にならないように指導を充実させる。

### エ 「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで見守り(支援)を継続する。

- ① いじめを受けた児童に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること
- ② いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないこと

※面接等により確認し、解消は個人ではなくいじめ対策委員会で行う。

## (4) 教職員の資質能力向上の取組

### ア 内容(いじめ事案対処に関する校内研修 等)

- ・学校いじめの防止等基本方針の共通理解
- ・いじめ防止プログラム PDCAサイクルの確認と共有
- ・人権教育や学級経営に関する研修の実施
- ・教職員の児童理解を深め、共有化を図る研修会の実施

※実施時期については後述の年間計画に記載

## 4 保護者・地域、関係機関との連携

### ・保護者・地域への情報発信、啓発、協同の取組

- ・学校だより・ホームページ等を通して、「学校いじめ防止基本方針」の内容を周知
- ・人権学習、道徳の学習の参観授業による保護者への啓発活動
- ・ホームページや学校だよりでの情報発信
- ・必要に応じて警察や児童相談所等との連携

## 5 重大事態への対処

### (1) 基本的な考え方

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童及び保護者に調査に関わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

## (1) 重大事態が発生したときの対応

- ・京都市教育委員会への報告と相談、調査主体の協議

①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

### 学校が調査主体になった場合

- ・学校の下に重大事態の調査組織を設置
- ・事実関係を明確にするための調査
- ・必要に応じた適切な保護者への情報提供
- ・京都市教育委員会への調査結果の報告
- ・調査結果を踏まえた必要な措置
- ・同種の事態発生の防止に必要な取組の推進

### 京都市教育委員会が調査主体になった場合

- ・京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力

## 6 年間計画(予定)

いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への啓発 関係機関との連携
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員会</li> <li>「学校いじめの防止等基本方針の共有」</li> <li>「年間計画と役割の明確化」</li> <li>「いじめ防止プログラム P D C A サイクルの確認と共有」</li> <li>・いじめ対策委員会①</li> <li>「校内体制や組織的対応の共有」</li> <li>「いじめ等、児童についての共通理解」</li> </ul>	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入学式</li> <li>・学級開き</li> <li>・「いじめ対策委員会の紹介」を学校だよりにて児童に説明</li> <li>・心あったか週間</li> </ul>	<p>・前年度のアンケート・クラスマネジメントシートの結果を学年で共有(2～6年)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業参観①</li> <li>・学級懇談会①の中で保護者啓発</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ対策委員会②</li> <li>「記名式アンケートの実施に向けて」</li> <li>「いじめ等、気になる児童の確認」</li> <li>・人権部 校内研修会①</li> <li>「いじめ等、児童についての共通理解」</li> </ul>	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・憲法月間の講話</li> <li>・朝会で「いじめ対策委員会」を紹介</li> <li>・スマイル活動「顔あわせ」</li> <li>・1年生を迎える会</li> <li>・心あったか週間</li> </ul> <p>【花背山の家】</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人懇談会①</li> <li>・憲法月間の朝会で啓発</li> <li>・学校運営協議会で説明①</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ対策委員会③</li> <li>「クラスマネジメントシート・記名いじめアンケートの実施に向けて」</li> <li>「いじめ等、児童についての共通理解」</li> </ul>	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スマイル活動</li> <li>・心あったか週間</li> </ul> <p>【4年】非行防止教室 【5・6年】携帯教室</p>	<p>・第1回記名式アンケートの実施、学年集約と共有①</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・P T A 総会で啓発</li> </ul>

7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ対策委員会④ 「クラスマネジメントシートの結果分析」 「いじめ等、児童についての共通理解」</li> </ul>	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スマイル集会</li> <li>・心あったか週間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クラスマネジメントシートの実施① (4~6年)、 学年集約と共有</li> <li>・学校評価アンケートの実施①</li> </ul>	・個人懇談会②
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ対策委員会⑤ 「夏季研修会に向けて」 「いじめ防止プログラムの見直しと確認① P D C Aサイクル」</li> </ul>	【共通】		
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ対策委員会⑥ 「いじめ等、気になる児童の共有」 ・人権部 校内研修会② 「いじめ等、児童についての共通理解」</li> </ul>	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自由参観で「道徳」を公開</li> <li>・心あったか週間</li> </ul> <p>【5・6年】情報モラル教室</p>		・自由参観①
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ対策委員会⑦ 「記名式アンケートの実施に向けて」 「いじめ等、児童についての共通理解」 ・職員会 「学校評価の結果の共有」①</li> </ul>	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・心あったか週間</li> <li>・砂リンピック</li> </ul>		
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ対策委員会⑧ 「いじめ等、児童についての共通理解」</li> </ul>	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・心あったか週間</li> <li>・音楽科授業参観</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回記名式アンケートの実施、学年集約と共有②</li> </ul>	<p>参観授業②</p> <p>学級懇談会②の中で保護者啓発</p>
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ対策委員会⑨ 「いじめ等、児童についての共通理解」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 「いじめ防止プログラムの見直しと確認② P D C Aサイクル」</li> </ul>	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・心あったか月間</li> <li>・人権集会</li> <li>・人権標語の作成と掲示</li> <li>・心あったか週間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クラスマネジメントシートの実施① (4~6年)、 学年集約と共有</li> <li>・学校評価アンケートの実施②</li> </ul>	・個人懇談会③
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ対策委員会⑩ 「いじめ等、児童についての共通理解」 「クラスマネジメントシートの結果分析」 「記名いじめアンケートの結果分析」</li> </ul>	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・心あったか週間</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・新1年入学説明会で校長から講話</li> </ul>

2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ対策委員会⑪ 「いじめ等、気になる児童の共有」</li> <li>「年間を通してのいじめ事案の経過」</li> <li>・人権部 校内研修会③ 「いじめ等、気になる児童の共有」</li> </ul>	<p><b>【共通】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・図工展</li> <li>・スマイル集会</li> <li>・心あったか週間</li> </ul> <p><b>【6年】薬物乱用防止教室</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業参観③</li> <li>・学級懇談会③の中で保護者啓発</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ対策委員会⑫ 「いじめ防止プログラムの見直しと確認 ③ P D C Aサイクル」</li> <li>「いじめ等、児童についての共通理解」</li> <li>・職員会 「いじめ防止プログラムの見直しの共有 ③ P D C Aサイクル」</li> <li>「学校評価の結果の共有」②</li> </ul>	<p><b>【共通】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・6年生を送る会</li> <li>・心あったか週間</li> <li>・卒業式</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次年度に向け、アンケート等の結果の学年集約（全学年）</li> <li>・アンケート原本の保管（5年保存）</li> </ul>

※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。

- ・「学校いじめ防止プログラムの見直し」（P D C Aサイクル 8月・12月・3月）
- ・「学校評価の実施」と「学校評価の結果の共有」
- ・「いじめに関する記名式アンケート」「クラスマネジメントシート」「教育相談」
- ・「いじめの防止等の対策のための組織の会議（定例 いじめ対策委員会）」「人権部校内研修」
- ・「授業参観」「学級懇談会」「自由参観」「学校運営協議会」

※ 年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、学習環境の整備や授業改善はもとより、道徳教育、人権教育の充実、児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実、児童生徒同士の絆づくりについては、すべての教育活動を通じて行う。

※ 「いじめ対策委員会」については、いじめ事案の発覚時に、速やかに臨時で開催する。

事案の経過や解消の確認については、定例の「いじめ対策委員会」で隨時行い情報等を共有する。